

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

2 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	庭窪浄水場かせいソーダ注入設備修繕	修繕	向洋電機(株)	1,674,000	2015年2月17日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G3	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場かせいソーダ注入設備修繕

2 契約の相手方

向洋電機 (株)

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場に設置しているかせいソーダ注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものです。

かせいソーダ注入設備は、管理設備を介し、薬品注入の制御に使用されています。

当該設備は、横河電機 (株) が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本修繕を専門の知識と技術を有しない他の業者が実施し、かせいソーダ注入設備などの不具合により、pHの管理に支障が生じた場合、その原因が製造者の問題であるのか、本工事を行ったことによるものなのか原因特定が困難になり、その責任の所在が不明確になる恐れがあります。

工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は向洋電機 (株) のみです。

なお、横河電機 (株) の当該修繕は横河フィールドエンジニアリングサービス (株) に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス (株) に承継されており、当該設備の修繕は横河ソリューションサービス (株) から向洋電機 (株) に移管されています。

以上のことから、上記業者が本工事を行うことができる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部 庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)